

土岐市生活支援体制整備事業 業務委託仕様書

令和 7 年 5 月
土岐市

本仕様書は、土岐市生活支援体制整備事業の業務について必要な事項を定めるものである。

1. 事業名

土岐市生活支援体制整備事業業務委託

2. 事業の目的

土岐市(以下「市」という。)において介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号の規定に該当する土岐市生活支援体制整備事業(以下「事業」という。)を実施することにより、生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

3. 事業の内容

地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)(以下「コーディネーター」という。)を配置し、協議体を設置する。

4. 業務の内容

(1) コーディネーターの業務

地域に出向き、住民の方々の声を直接聞き、住民の抱えている課題、地域の抱えている課題を住民とともに探ることで解決のための糸口や課題改善のための取組のきっかけを模索する。具体的には、住民の声などの定性的な情報と、統計データ等の定量的な情報を分析して、住民が困っていること(課題)、住民が求めていること(ニーズ)、課題解決のために必要なこと(目指す姿と実践)など、地域における課題や改善すべき問題を特定し、できることから実践する。

- ① 地域の生活支援等サービスに係るニーズ及び地域資源の把握並びに問題提起
- ② 地縁組織等の多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③ 生活支援等サービスに係る関係者間のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手となるボランティア等の育成及びサービスの開発
- ⑥ 日常生活圏域におけるニーズとサービスのマッチング
- ⑦ その他事業の実施に関し必要な取組

(2) 事業の効果検証等に関する業務

- ① 相談記録、活動記録等の業務日誌の作成
- ② 連絡調整会議等への出席
- ③ 市が実施するヒアリング調査等への協力
- ④ その他事業の効果検証に必要な業務

(3) 協議体の運営に関する業務

地域の住民、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター、生活支援等サービス事業関係者、地域づくりに関心がある者から参画者を募り、協議体を開催し、運営を行う。

(4) 多様な担い手の育成に関する業務

地域の住民を主体とした地域での支え合い活動を推進するため、ボランティアを希望する者に対し、多様な生活支援等サービスの担い手を育成するための研修「(仮称)地域支え合い人材養成講座」の企画、広報、募集、実施を行う。また、市及び関係者と連携して、研修を修了した者の活動を支援する。

5. 対象区域

(1) 第1層の対象区域

第1層は市内全域とし、市全域のコーディネーター(以下「第1層コーディネーター」という。)を配置する。

(2) 第2層の対象区域

第2層は日常生活圏域ごととし、日常生活圏域のコーディネーター(以下「第2層コーディネーター」という。)を配置し、対象区域は別表1とする。

6. 第1層コーディネーターの業務の内容

(1) 第1層コーディネーターの人数

第1層コーディネーターは、1名以上とする。

(2) 第1層コーディネーターの業務

① 「4.業務の内容(1)、(2)」については、対象区域を第1層とする。

② 「4.業務の内容(3)」については、「(仮称)土岐市生活支援体制整備事業第1層協議体」を年1回以上開催し、運営を行う。

第1層の構成員は、自治会の代表者、社会福祉協議会の代表者、民生委員の代表者、市、地域包括支援センター、生活支援等サービス事業関係者、地域づくりに関心がある者、第2層の構成員とする。

③ 「4.業務の内容(4)」については、市及び関係者と連携して実施する。

④ 市と第2層コーディネーターの間の連絡調整を行う。

7. 第2層コーディネーターの業務の内容

(1) 第2層コーディネーターの人数

第2層コーディネーターは、各1名以上とする。

(2) 第2層コーディネーターの業務

① 「4.業務の内容(1)、(2)」については、対象区域を第2層とする。

② 「4.業務の内容(3)」については、「(仮称)土岐市生活支援体制整備事業第2層協議

体」を年1回以上開催し、運営を行う。

第2層の構成員は、地域の住民、地区自治会の代表者、地区社会福祉協議会の代表者、地区民生委員の代表者、市、地域包括支援センター、生活支援等サービス事業関係者、地域づくりに関心がある者とする。

③ 第1層コーディネーターと連携して①②の業務を行う。

8. コーディネーターの配置体制

(1) コーディネーターの欠員

受託者は、第1層コーディネーター及び第2層コーディネーターに欠員が生じる場合は、速やかに職員を補充しなければならない。

(2) コーディネーターの配置基準

配置基準は、1週間あたり延べ20時間以上とする。

9. コーディネーターの資格・要件

コーディネーターについて、特定の資格要件等は設けないが、以下に該当する者とする。

- (1) コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者とする。
- (2) コーディネーターは、所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行うことが可能な者とする。
- (3) コーディネーターは、選任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合は速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努める。

10. コーディネーターへの研修実施

受託者はコーディネーターに対し、業務に必要な知識と技能の習得と向上を図るため、介護予防、地域活動、接遇等の研修計画を立てて実施すること。

11. 計画書の提出

契約締結後、速やかに事業計画を提出するものとする。なお、当該事業計画については、事業の進捗に合わせて把握された地域の実情に合わせて、適宜変更するものとする。

12. 報告書の提出

業務完了後、コーディネーター業務完了報告(市指定様式)を、報告書として提出すること。

別表 1

日常生活圏域

第 1 層	第 2 層 (日常生活圏域)	地域包括支援センター	対象地区
市内全域	北部	北部地域包括支援センター	泉町
		中部地域包括支援センター	土岐津町・肥田町 (旭ヶ丘町を除く)
	南部	東部地域包括支援センター	曾木町・駄知町・肥田町の一部 (旭ヶ丘町)
		西部地域包括支援センター	下石町・妻木町・鶴里町

令和 7 年 3 月 31 日現在の人口	53,925 人
そのうち 65 歳以上	17,761 人